

第４．校区と通学について

【参考】検証報告書（４ 校区と通学）

1) 小学校

本市の小学校の校区は、旧４か村（東鳥取村、尾崎村、西鳥取村、下荘村）の小學校区が基礎となって、その後、人口急増期にこの４か村の小学校から分離する形で、校区が分割されてきました。また、校区の境界付近を調整区域として一定の選択ができるよう配慮がなされてきましたが、現行計画による統合の取組等により、現在、調整区域については全て解消しています。

現行計画に基づく統合が完了した現在、本市の８小学校の校区については、国が示す学校配置基準（小学校：概ね４キロ以内であること。）内に配置しており、原則、徒歩通学としています。

今後、新たに統合を行う場合は、市内における配置バランスや通学路の安全対策などについての検討が必要になります。

2) 中学校

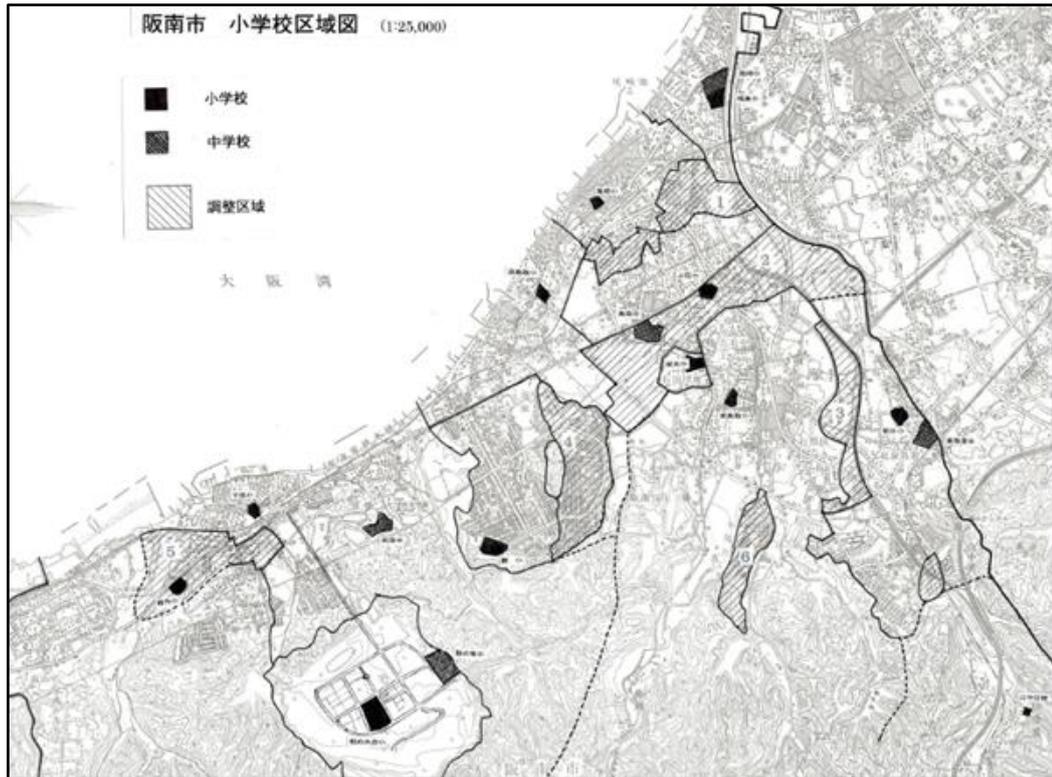
本市の中学校の校区は、国が示す学校配置基準（中学校：概ね６キロ以内であること。）内に配置しており、徒歩通学とともに、自転車通学を認めています。

今後、新たに統合を行う場合は、小学校と連動しながら、市内における配置バランスや通学路の安全対策などについての検討が必要になります。

（１）概要（背景・経過）

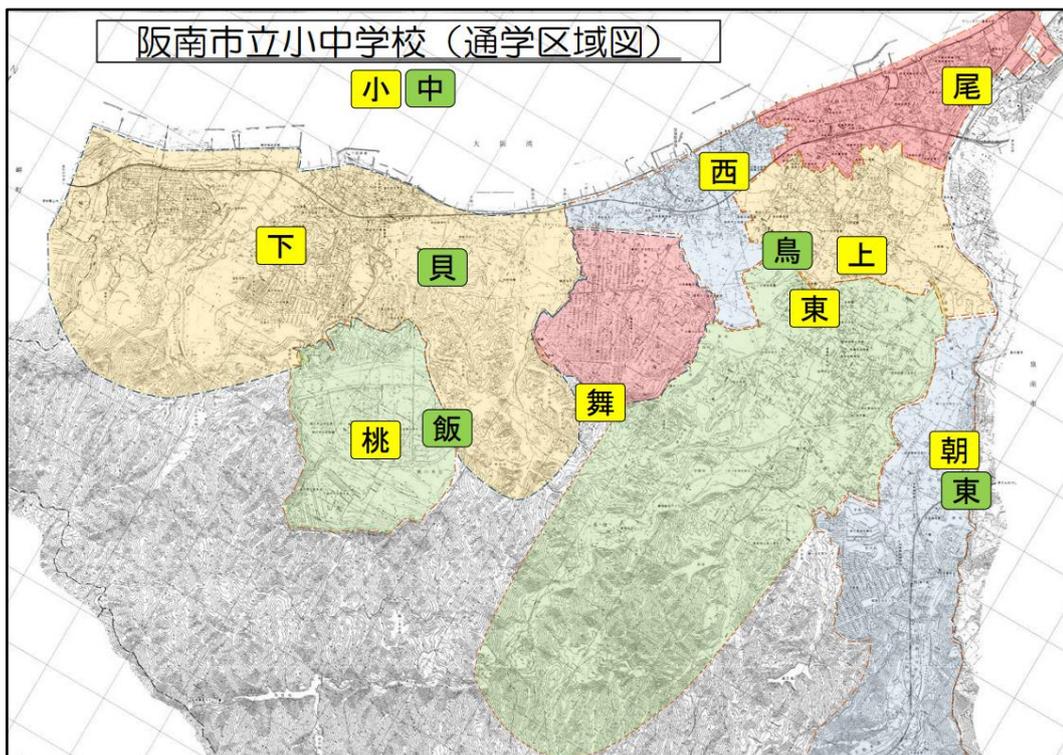
本市の校区については、学校選択制の検討のなかで述べたとおり、旧４カ村の小學校区が基礎となっており、その後の人口急増期にこの４カ村から分離する形で校区が分割され、当時の学校を新設する際に校区を巡る問題が生じることがないように、一部の地域で保護者（子ども）が就学する学校を選択できる調整区域を設けていました。

小学校が１２校で、中学校が５校の当時の通学区域及び調整区域は次のとおりです。



平成20年4月には0歳児から5歳児までの児童を対象とした6年間の経過措置を設けたうえで、平成27年3月31日に市内の全ての調整区域が廃止されました。

その後、小中学校の整理統合により、小学校は8校と中学校は4校となり、現在の小学校の通学区域は次の小学校区域のとおりです。



本市の学校配置の地理的な特性として、通学区域(学校区)に対して学校の位置が中心部より偏りがある学校が多く存在します。

(尾崎小学校、上荘小学校、東鳥取小学校、舞小学校、朝日小学校、鳥取中学校、鳥取東中学校、飯の峯中学校)

また、尾崎小学校、朝日小学校、鳥取東中学校については、隣接市町の行政界付近に学校が配置されていることから、本市の行政区域を網羅するには非効率な配置状況と言えます。

これらの課題を解消する手立てとして通学区域の見直しが考えられますが、これまでの旧4ヵ村を基としたこれまでの各学校の歴史と学校を中心とした地域活動や地域との繋がりも重要であり、学校区域の変更を希望しない方も多数存在することが推測できます。

わかりやすい通学区域(学校区)

- ・住民基本台帳における地区
- ・自治会区域

地図による通学区域(学校区)による課題

- ・住居表示でない地域における土地の所在地と地図による確認
- ・調整区域対象者の抽出作業

また、指定外就学(市外は区域外就学)の条件の見直しによる保護者の申請に基づく就学校の変更などについても、課題の解消する有効な手立てとして考えられます。

(本市における区域外就学及び指定外就学の許可基準)

別表 阪南市教育委員会が認める区域外就学及び指定外就学の許可基準

許可事項		該当学年	許可期間	申請書以外の必要書類	
概要	詳細				
1	転居	市内での転居又は市外への転出の後、引き続き現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校 1～5 年 中学校 1, 2 年	転居日又は転出日の属する学期末まで	
			小学校 6 年 中学校 3 年	卒業まで	
2	転居予定	転居又は転入予定地の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	契約書の写しや施工業者の証明書等、入居時期を証明又は確約できる書類
3	新改築	新改築により、仮住まいから現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	
4	留守家庭	保護者の就労や入院等により、保護者の勤務地又は親族の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年	実際の登下校の場所を重視して判断した期間	就労証明書や医師の診断書等、自宅が留守になることを証明できる書類
5	その他	特に教育的配慮が必要と認められ、現に指定されている学校以外の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	特に教育的配慮が必要と認められる期間	阪南市教育委員会が求める書類
注意事項					
<p>(1) 許可事項については、許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではない。</p> <p>(2) 他市区町村にかかるものについては、当該教育委員会との協議の成立を条件とする。</p> <p>(3) 児童及び生徒の通学時の安全確保については、保護者の責任となる。</p> <p>(4) 申請理由が変更となった場合は、保護者は速やかに阪南市教育委員会へ届け出る必要がある。</p> <p>(5) 架空の住民票の異動など、虚偽の申請が判明した場合は、許可を取り消す。</p>					